

岡山県障害者スポーツ教室実施要領

1 目 的

障害のある人にスポーツを体験する機会を提供することにより、健康の増進や自立、社会参加を促進するとともに、障害者スポーツの普及・振興を図るため、岡山県障害者スポーツ教室(以下「教室」という。)を開催する。

2 実施主体等

この教室の実施主体は、岡山県障害者スポーツ協会(以下「協会」という。)、岡山県及び岡山市とし、運営は、協会が委託した競技団体等が行うものとする。

3 対象者と参加制限等

教室の参加対象者は、実施年度の4月1日現在で、中学1年生以上の岡山県内居住者(岡山県外に住所地があり、岡山県内の施設に入所している者を含む。)で、4の競技種目に記載の障害に、該当する障害を有する者とする。なお、レクリエーションスポーツと卓球バレーについては、年齢制限は設けないものとする。

該当する障害の基準は、次のとおりとする。

- (1)身体:身体障害者手帳の交付を受けた人。ただし、アーチェリーについては、視覚障害の人は除く。
- (2)知的:療育手帳の交付を受けた人又は知的障害(児)者福祉施設、特別支援学校、特別支援学級等にかつて在籍していたか、現在も在籍している人。
- (3)精神:精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人又は自立支援医療(精神通院)受給者証を所持している人。

※上記に関わらず、次の場合は、実施主体が、参加対象者の障害区分等の変更、当該教室への参加の見合わせ又は参加時間や体験する内容等の変更など、制限等を行う場合がある。

- ・競技の性格(内容等)や安全面等を考慮し、制限等が必要と思われる場合
- ・他者を不快にさせる行為、マナーや社会規範に反する行為等が認められる場合
- ・その他制限等が必要と判断した場合

4 開催日時等

教室の開催日時・場所及び競技種目等は、別に定める。

5 参加申込

参加申込の手続きは次のとおりとする。

- ① 参加希望者は参加申込書に必要事項を記入し、開催日2週間前から直近の木曜日の間に協会事務局へ電子申請サービス、もしくはFAXにより申込みをすること。
または電話で予約の上、教室開催日に参加申込書を提出すること。
- ②陸上競技教室参加希望者は、同教室参加経験の有無並びに希望する種目(走技・跳躍・投てき)を参加申込書に記入すること。
- ③水泳教室参加希望者は、同教室への参加経験の有無並びに初めて参加する場合には泳力(浮き具なしで10m以上泳げるか)を参加申込書に記入すること。

6 参 加 費

参加費は、無料とする。

7 傷害保険等

当該教室の実施中に生じた事故・ケガ等については、協会は傷害保険に加入するが、治療費は負担しない。なお、協会が加入する参加者等の傷害保険(以下「保険」という。)は次のとおりとする。

また、参加対象者等が次の補償以上の補償を望む場合等は、参加対象者等が必要とする保険等に、参加対象者自身等が、別途加入すること。教室の参加に当たっては参加対象者等は自己の責任にて健康と安全に十分留意すること。

＜協会が加入している傷害保険の概要＞

- | | | | |
|----------|----------|---------|----------|
| ①死亡・後遺障害 | 200万円 | ②入院保険金 | 3,000円/日 |
| ③通院保険金 | 2,000円/日 | ④損害賠償責任 | 上限1億 |

8 広 報 等

上記2の実施主体等は、教室の開催、申込方法及び教室参加に当たる留意事項は配布物や協会HP(<http://www.okayama-shouspo.com/>)を通じて広報する。

上記2の実施主体等は、広報・記録等のために教室事業の写真撮影等を行う場合がある。写真撮影等を希望しない参加者等は、事前(申込時等)に実施主体に申し出るものとする。

また、参加申込書等に記載の住所、氏名、年齢、障害名等は、教室業務以外では使用しないものとする。

9 そ の 他

この要領に定めるもののほか、教室の運営に必要な事項は実施主体等において協議し、別に定めるものとする。